

令和8年8月27日
午後3時～5時

税理士法人制度シンポジウム
「税理士法人を考えるⅡ」

司 会：北出 容一 東京税理士政治連盟政策副委員長

1. 開会挨拶 矢ノ目 忠 東京税理士政治連盟副会長
2. 東京税理士政治連盟会長挨拶 平井 貴昭 東京税理士政治連盟会長
3. 東京税理士会会長挨拶 加藤 眞司 東京税理士会会長
4. 【第1部】テーマに関する論点整理等
 - (1) 税理士法人制度シンポジウム開催の趣旨 菅原 祥元 東京税理士政治連盟幹事長
 - (2) 指定有限責任社員制度について 濱田 桂 日本税務会計学会副学会長
5. 【第2部】パネルディスカッション
テーマ「指定有限責任社員制度 ～社員の無限連帯責任について考える～」
□パネリスト
中 牧 秀 夫（京橋）日本税理士会連合会制度部長／東京税理士会副会長
濱 田 桂（雪谷）日本税務会計学会副学会長／雪谷支部長
粕 谷 直 人（麻布）アクタス税理士法人 代表社員
江波戸 正 人（麴町）東京税理士政治連盟政策委員／AGS税理士法人代表社員
□コーディネーター
湊 昭 子（芝） 東京税理士政治連盟政策委員長
6. 閉会挨拶 吉川 裕一 東京税理士政治連盟副会長

東京税理士政治連盟会長挨拶

多様化・複雑化したニーズに税理士はどのように対応すべきか

東京税理士政治連盟会長
平井 貴 昭



昨年に引き続き、第二回目の税理士法人制度シンポジウムを開催することとなった。このシンポジウムは、東京税理士会から本連盟に対する委託事業の一環として開催され、今回は、「指定有限責任社員制度」をテーマに、税理士法人制度について議論を深めるためのものである。

平成12年に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画」には、「資格者による継続的かつ安定的な業務提供や賠償責任の能力などの観点から、必要に応じて資格者の法人制度の創設を検討する。」と記載され、これを受けて税理士法人制度が平成13年の税理士法改正により創設された。爾後、25年が経過し、グローバル化の進展等により、わが国の経済社会を取り巻く環境も相当程度変化してきた。それに伴い納税者、特に企業が税理士に求めるニーズも多様化・複雑化した。

このように多様化・複雑化したニーズに、われわれ税理士法人を含む税理士がどのように対応をしていくかは重要な課題である。このシンポジウムでは、税理士法人に的を絞り、昨年は、税理士法人における無限連帯責任と税理士法人の規模・業務の高度化・組織との関係を議論した。今回は、さらに議論を進めるうえで、税理士法人の社員の責任制度の選択肢の一つである「指定有限責任社員制度」の導入について検討を行うものである。この議論が、今後の税理士法人制度を検討する際の一助となることを期待したい。

東京税理士会会長挨拶

税理士法人制度の実情に即した議論の深化に向けて

東京税理士会会長
加藤 眞 司



昨年の「社員税理士の無限連帯責任」に引き続き、東京税政連が「指定有限責任社員制度」をテーマとして本シンポジウムを企画・開催されたことは、誠に意義深い取組である。

税理士法人制度は、経済の国際化に伴い複雑化・多様化・高度化する納税者の要請に的確に応えるため、税理士業務の共同化により継続的かつ安定的な業務の提供や賠償責任能力の強化等を通じて税理士業務への信頼性を一層高め、納税者利便の向上に資する観点から創設された制度である。

昨年、日税連制度部が取りまとめた「次期税理士法改正へ向けた論点報告」において、税理士法人制度に関する様々な論点が示された。中でも、社員税理士の無限連帯責任の見直しや指定有限責任社員制度に関する検討は、実情を踏まえつつも制度創設の趣旨や納税者保護とのバランスなど、多角的な観点から慎重に検討すべき重要な論点である。

一方、税理士法人の規模や業務形態は地域によって大きく異なり、無限連帯責任の問題についての受け止め方や課題認識は本会内でも様々である。しかし、国民・納税者の信頼に応え続ける税理士制度を維持・発展させていくには、税理士業界全体で時代の変化に即した法人制度の在り方について不断に検討を重ねていくことが求められる。

本日のシンポジウムが、税理士法人制度の実情と課題について会員一人ひとりの理解を深め、今後の税理士法人制度の在り方に関する議論を促す契機となることを期待している。

第1部 テーマに関する論点整理等

税理士法人制度シンポジウム開催の趣旨



東京税理士政治連盟幹事長

菅 原 祥 元

近年、税理士法人の設立及び所属税理士の登録は着実に増加し、税務代理人制度の担い手として税理士法人が果たす役割は一層大きくなっている。他方、税理士法人の社員税理士が負う「無限連帯責任」については、制度創設当初の想定を超える規模拡大や業務分化が進む中で、将来的な制度的課題として指摘されつつある。しかし、その問題意識や背景事情は、必ずしも税理士会全体で共有されているとは言い難い。

昨年のシンポジウムでも、税理士法人側から現行制度の問題点が示された一方、個人開業税理士からは不公平感を示す声も聞かれた。

こうした状況を踏まえ、本年度のシンポジウムでは、昨年より一步踏み込み、「指定有限責任社員制度 ～社員の無限連帯責任について考える～」をテーマとして取り上げることとした。有限責任化とは、社員税理士が一律に出資額までしか責任を負わなくなる制度ではなく、業務に関与した社員は開業税理士と同様に無限責任を負う点は変わらない。責任が限定されるのは「当該業務に関与していない社員」に限られる。この構造は、大学病院などの総合医療機関で産婦人科の医療過誤が生じた際、心臓外科医まで無限責任を負わせるべきかという問題に類似する。他の医師の過誤によって自身が破産する可能性があるなら、優秀な専門医がその病院に所属し続けるだろうか。有限責任化は責任逃れではなく、専門性を適切に発揮できる環境を整えるための制度的工夫である。

さらに本企画では、「税理士法人のメリットではなく、納税者・社会全体のメリットとして制度を捉える視点」を重視する。税理士は社会のインフラであり、開業税理士・中小規模法人・大規模法人がそれぞれの役割を補完し合うことで、納税者の権利利益や利便性、そして税務の適正性が確保される。開業医と大学病院が相互補完関係にある医療制度と同様、税務の世界でも対立構造ではなく補完関係として制度を理解すべきである。社員の有限責任化は、税理士法人の規模拡大を目的とするものではなく、税理士法第1条の理念—独立性・公正性・公共性—を将来にわたり確保し、納税者の信頼に応えるための制度的選択肢の一つである。

もともと、税政連が制度改正案を策定し運動することには組織上の限界がある。税政連が担えるのは問題提起と情報共有であり、具体的な制度設計は本会及び日税連の制度部が検討すべき事項である。昨年のアンケートでも肯定的意見が多数を占めたように、議論の必要性は広く認識されている。本シンポジウムは結論を導く場ではなく、制度の現状と課題を正確に理解し、誤解を解消し、社会的意義の観点から冷静に検討するための前段階として開催するものである。

東京税理士政治連盟としては、全国的な理解を得ることの難しさを踏まえつつも、多くの税理士法人を抱える東京税理士会から問題提起を行うことが制度発展の第一歩であると考えている。皆様からの率直なご意見を伺いながら、税理士制度の将来像をともに考える機会としたい。

指定有限責任社員制度について

はまだ けい
濱田 桂（雪谷） 日本税務会計学会副学会長

平成 13 年 4 月 19 日税理士登録



税理士法人の社員の無限連帯責任

税理士法人の社員の責任については、税理士法第 48 条の 21 により会社法第 580 条（持分会社の社員の責任）第 1 項が準用されています。すなわち、「社員は次に掲げる場合（会社財産をもって債務を完済することができない場合、会社財産に対する強制執行が不奏功であった場合）には、連帯して、持分会社の債務を弁済する責任を負う。」と規定されており、同法第 2 項に掲げる有限責任社員（「有限責任社員は、その出資の価額を限度として、持分会社の債務を弁済する責任を負う。」）と区別して、無限連帯責任を負うこととされています。無限という言葉は、責任の範囲を出資額に限定しないことと同義です。

このように無限と連帯とは本来別々の概念ですので、以下では、無限責任と連帯責任とに分けて、税理士法人の社員の無限連帯責任について考えたいと思います。

「無限責任」

最初に無限責任について考えましょう。税理士法人では、個人の開業税理士と異なり、顧客に対する賠償債務は、法人が負い、社員税理士個人が直接負担するものではありません。しかしながら、社員税理士は、従属性（法人の債務が消滅すれば社員の責任も消滅するなど）と二次性（法人が法人の財産で債務を完済できないときに責任を負うなど）という二つのフィルターを通してではありますが、出資額に限定しない無限責任を負いますので、実質的には、個人の開業税理士と同等の責任を負っていると考えられます。したがって、税理士法人の社員の無限責任は、個人の開業税理士と責任範囲をそろえる効果があります。

「連帯責任」

次に連帯責任について考えましょう。税理士法人のモデルである合名会社は、社員相互の人的信頼関係、すなわち、人的な結びつきの強さを前提にした制度であることから、当然の帰結として連帯責任を規定しています。

連帯責任は、社員相互の人的信頼関係、人的結びつきの強さを裏付けるくさびであるとも考えられ、合名会社と取引をする顧客は、合名会社を構成する社員一人一人に対する信頼に加え、社員相互の結びつきの強さを裏付ける連帯責任に期待と信頼を寄せて取引を行っているとも考えられます。合名会社の社員の連帯責任は、合名会社制度の根幹にある仕組みであるということができます。

他方、税理士法人においては、社員税理士が 50 名・100 名を超える大規模法人において、すべての業務につき社員全員に連帯責任を負わせることが業務実態に合致するのか、既存

の顧客を抱える複数の開業税理士が税理士法人を設立する場合、既存の相互の顧客に対して連帯責任を負うこと、税理士法人の社員に欠員が生じ、新たに社員税理士を加入させる場合、加入した税理士が既存の顧客に対する連帯責任を負うこと、等々、個々の税理士の立場と責任とが整合しているのかといった疑義が生ずる可能性があります。

以下では、弁護士法人・監査法人で採用されている「指定社員制度」と有限責任監査法人で採用されている「指定有限責任社員制度」を紹介します。無限連帯責任に一部修正を加えるような制度としてご参照いただければと思います。

弁護士法人の指定社員制度

弁護士法人の社員も、原則として、税理士法人の社員と同様に無限連帯責任を負いますが、追加的に、特定の事件について業務を担当する社員を指定する指定社員制度があります。指定社員制度においては、指定社員のみに無限連帯責任を求め、指定事件に関与しない社員弁護士の有限責任を確保しています。

監査法人の指定社員制度（P. 9～P. 11 参照）

監査法人の社員も、原則として、無限連帯責任を負いますが、弁護士法人と同様に指定社員制度があります。監査対象会社に対しては、監査証明業務を担当した社員が指定社員として無限連帯責任を負い、指定社員以外の社員の責任は出資額に限定されます。ただし、監査対象会社の株主からの損害賠償請求を受けるなど、第三者に対する責任については、指定社員以外の社員も無限連帯責任を負い、また、監査証明業務以外の通常の業務から生じる債務については、すべての社員が無限連帯責任を負います。

有限責任監査法人の指定有限責任社員制度（P. 12～P. 14 参照）

これに対して、平成 19 年に創設された有限責任監査法人における指定有限責任社員制度は、すべての監査証明業務に、担当する社員を指定する制度で、指定を受けた指定有限責任社員は、監査対象会社のみならず、第三者に対しても、無限連帯責任を負う一方、指定有限責任社員以外の社員の責任は出資額に限定されます。

有限責任監査法人における最低資本金・供託金制度（P. 15～P. 16 参照）

有限責任監査法人においては、指定有限責任社員以外の社員の責任が限定されるため、債権者の保護を図る観点から、最低資本金と供託金の提供を求める制度を導入しています。すなわち、最低資本金として社員一人当たり 100 万円の出資を求めるとともに、供託金として社員数に 200 万円を乗じて得た額の供託を行うことが求められています。

以上、税理士法人の社員の無限連帯責任の意味と、弁護士法人・監査法人で採用されている指定社員制度・指定有限責任社員制度について、解説させていただきました。パネルディスカッションでの議論の参考にしていただければ幸いです。

第2部 パネルディスカッション パネリスト紹介



なかまき ひでお
【中牧 秀夫（京橋）】

日本税理士会連合会制度部長／

東京税理士会副会長】

昭和 63 年 3 月 24 日税理士登録

パネルディスカッションについて一言

税理士法人制度の今後を考える貴重な機会をいただき、ありがとうございます。税理士法人を取り巻く環境は、大規模化、業務の高度化など、制度創設時から大きく変化しています。一方で、社員の無限連帯責任をはじめ、現行制度には今後検討すべき課題も少なくありません。

本日の議論では、単に責任を軽減するという視点ではなく、納税者保護を前提として、責任と業務執行の実態をどのように一致させ、持続可能で魅力ある税理士法人制度を再構築するかという観点から、皆様と率直な意見交換ができればと考えております。本日の成果は次期税理士法改正に向けて参考にさせていただきます。



はまだ けい
【濱田 桂（雪谷）日本税務会計学会副学会長／

東京税理士会雪谷支部支部長】

平成 13 年 4 月 19 日税理士登録

パネルディスカッションについて一言

上場企業などの大規模法人から小規模零細法人や個人まで、税理士に対する期待は大きく膨らんでいると感じています。他方、税理士の側では、目まぐるしく改正される税制その他の法制度への対応、顧客の業務領域縮小に伴う依頼業務の拡大、税理士は絶対に間違えないという期待の裏返しとして間違ったときの賠償請求など、納税者の期待にどこまで応えられるのか、応えるべきなのか、考えないといけない時期にあると思います。大手税理士法人に在籍する社員税理士と個人の開業税理士との間で情報交換・情報共有することは、業界全体の課題を考える上で大変有益であると考えます。



かすや なおと
【粕谷 直人（麻布） アクタス税理士法人代表社員】

平成 11 年 9 月 20 日 税理士登録

パネルディスカッションについて一言

平成 14 年から設立可能となった税理士法人ですが、当時、税理士事務所が法人化できるという事で事務所の継続性の問題などの解決策として大きな期待がありました。その後 20 年以上が経過し、多くの税理士法人が設立される一方で、税理士業界を取り巻く環境は大きく変化したと思います。税制も高度化・複雑化が進むなか、納税者の期待に応えるためにどうすればよいかと考える日々です。現在の環境に合わせた制度の検討について議論し、税理士業界全体が良くなり、今以上に若い世代が税理士という職業に魅力を感じてもらえるようなことを考え、議論したいと思います。



えばと まさと
【江波戸 正人（麹町） 政策委員 /
AGS税理士法人代表社員】

平成 21 年 5 月 21 日 税理士登録

パネルディスカッションについて一言

経済活動の進展に伴い課税実務は急速に複雑化しております。納税者の税理士に対するニーズも多様化し、これに伴って税理士にも求められる高度な注意義務への対応も、非常にタフなものになっていると感じます。

税理士制度は、長く税理士と納税者の間の信頼を基盤とする「個人責任の原則」に立脚した制度として発展してまいりましたが、このような環境下において、「税理士の責任」はどのようなものであるべきか、「納税者の期待に応える」という視点から、このシンポジウムを通して登壇者の皆様と議論をしてみたいと思います。



みなと あきこ
【湊 昭子（芝） 政策委員長】

平成 8 年 3 月 25 日税理士登録

パネルディスカッションについて一言

社会が変われば、税理士に求められる役割も変わります。それでは、税理士制度も変わる必要があるのでしょうか。そして、変えてよいものと、変えてはならないものは何でしょうか。今回のパネルディスカッションでは、昨年の税理士法人の無限連帯責任をめぐる議論を出発点に、その制度趣旨を改めて見つめ、指定有限責任制度を含む今後の責任制度のあり方を考えます。

制度改正の賛否を急ぐのではなく、多角的な視点から議論を深め、国民から信頼される税理士制度を未来へつなぐために、私たちは何を守り、何を変えていくべきなのか。会場の皆様とともに考える機会にしたいと思います。

各士業の法人社員の対外的責任について、下記の表を参考にしてください。

専門職（士業）の法人制度の概要＜抜粋＞

	公認会計士	弁理士	税理士	弁護士
法人の名称	監査法人	弁理士法人	税理士法人	弁護士法人
法人の組織形態	社員を公認会計士及び特定社員名簿に登録を受けた特定社員に限定した合名会社に準ずる特別法人	社員を弁理士に限定した合名会社に準ずる特別法人	社員を税理士に限定した合名会社に準ずる特別法人	社員を弁護士に限定した合名会社に準ずる特別法人
社員の最低人数	5 人	1 人	2 人	1 人
社員の対外的責任	指定社員は法人に次いで、二次的連帯無限責任（指定社員がいない場合は各社員は法人に次いで、二次的連帯無限責任）	同左	各社員は法人に次いで、二次的連帯無限責任	指定社員は法人に次いで、二次的連帯無限責任（指定社員がいない場合は同左）

日本税理士会連合会〔編〕「新税理士法〔七訂版〕」P.215（税務経理協会、令和7年）

【指定有限責任社員制度とは】

指定有限責任社員制度とは、指定を受けた社員が特定の業務を執行し、法人と連帯して責任を負う制度です。指定を受けていない社員は、出資の範囲でのみ債務を負うことになります。すなわち、法人と指定社員は無限連帯責任を負うことになりますが、指定を受けない(業務を担当しない)社員は、無限連帯責任からは除外されることになります。関与先企業から見れば、無限連帯責任は変わりありません。

昨年度のシンポジウム・ディスカッションでは、税理士法人社員の無限連帯責任を考える中で、この指定有限責任社員制度について言及されていたことから、本年度のシンポジウムではこの制度について取り上げることとしています。以下に、同様の制度を導入している監査法人に関するQ & Aを掲載しますので、参考にしてください。

法規・制度委員会研究報告第2号

指定社員制度に関するQ & A <抜粋>

2021年8月19日

日本公認会計士協会

目 次

	頁
I. 総論	
Q 1 公認会計士法（以下「法」という。）に指定社員制度が設けられている理由・背景は何ですか。.....	1
Q 2 指定社員制度の概要はどのようになっていますか。.....	1

I. 総論

Q 1 公認会計士法（以下「法」という。）に指定社員制度が設けられている理由・背景は何ですか。

A 指定社員制度の採用趣旨は、次のとおりです。

監査法人の各社員は、監査法人の負う債務（監査証明業務及び非監査証明業務に係る債務のほか、借入金、従業員給与等の監査法人の運営に当たって生じる通常の債務を含む。）を監査法人の財産をもって完済できない場合には、連帯して弁済しなければならない責任を負っています（法第34条の10の6第1項）。したがって、監査証明業務に係る責任については、特定の監査証明業務に関与していない社員であっても関与した社員と区別されることなく、被監査会社等からの損害賠償責任を負うことになります。

しかし、1966年に監査法人制度が創設された当時と異なり、監査法人の大規模化などの現状においては、合名会社制度をモデルとして社員の相互監視と相互牽制を前提としている監査法人制度が社員に求めている損害賠償責任の無限連帯責任制は現実にはそぐわない面が出てきていること、諸外国ではパートナー（社員）の責任を有限化している監査事務所が一般化していること等により、我が国においても非関与社員の責任を限定する提言がなされてきました（金融審議会公認会計士制度部会報告「公認会計士監査制度の充実・強化」（平成14年12月17日）ほか）。

これらの提言を受け、2003年の改正公認会計士法では、社員の責任に焦点を当て、監査証明に真に責任を果たすべき立場にある者を明確にして、その責任を全うすべきであるとの観点から指定社員制度が導入され、当該制度を採用する監査証明にあっては、特定の監査証明業務に関与していない社員の被監査会社等に対する責任は、出資の価額の範囲に限定されることとなりました。

その後、2005年に会社法が制定され、日本版LLCともいえる組織形態（合同会社）の導入が認められたことや、監査法人の大規模化の実態、諸外国の監査事務所の状況等を背景として、2007年の公認会計士法の改正において、従来の無限連帯責任組織形態の監査法人制度に加えて有限責任組織形態の監査法人制度が導入されました。

そのため現在では、指定社員制度は、有限責任組織形態ではない無限責任監査法人において採用される制度となりました。以下、本研究報告では、特に断りのない限り、「監査法人」とは「無限責任監査法人」を意味します。

Q 2 指定社員制度の概要はどのようになっていますか。

A 監査法人は特定の証明について、その業務を担当する社員を指定することができます（法第34条の10の4第1項）。指定を受けた社員を「指定社員」、指定がされた証明を「指定証明」といいます（同第2項）。監査法人は、証明を受けようとする者（以下「被監査会社等」という。）に対して、その旨を書面で（又は被監査会社等の承諾を得て電磁的方法で）通知しなければなりません（同第4項）。

指定社員は、次のような法的地位を有します。

1. 代表権

指定証明については、指定社員のみが監査法人を代表することになります（同第3項）。このため、指定社員以外の社員は、代表社員であっても自身が指定されていない指定証明については、監査法人を代表することができません。

2. 権利・義務

指定証明については、指定社員のみが業務を執行する権利を有し、義務を負うことになります（同第2項）。

3. 責任

被監査会社等に対する責任については、当該指定証明業務において生じた監査法人の債務をその財産をもって完済できない場合又は強制執行がその功を奏しなかった場合には、当該指定社員が連帯して無限責任を負い（法第34条の10の6第4項及び同第5項）、指定社員以外の社員の被監査会社等に対する責任については、監査法人に対する出資金の範囲に限定されることになります。ただし、被監査会社等以外の第三者に対する債務、例えば、株主からの虚偽記載又は虚偽証明等による損害賠償請求に係る債務については、監査法人の全財産をもって完済できない場合は、各社員が連帯してその債務を弁済しなければなりません。これに対して、有限責任監査法人では、被監査会社等以外の第三者に対する債務についても、指定有限責任社員以外の社員の責任は、出資の価額の範囲に限定されることになります。

また、無限責任監査法人においては、監査証明業務以外の業務から生じる債務及び監査法人の運営に当たって生じる通常の債務についても、各社員は連帯して弁済しなければならない無限連帯責任を負っていると考えられますが、有限責任監査法人では、これらの債務についても、各社員の責任は、原則として出資の価額の範囲に限定していると考えられます。ただし、有限責任監査法人の社員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該有限責任監査法人の社員は監査法人と連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を直接負うことになります（法第34条の23第3項、会社法第597条）。

有限責任監査法人と比較した場合の社員の責任関係をまとめると、次の表のとおりになります。なお、これらのいずれの債務について監査法人が第一次的に責任を負うことは、無限責任監査法人であっても有限責任監査法人であっても差異はありません。

有限責任監査法人制度に関するQ & A <抜粋>

平成20年6月10日
日本公認会計士協会

目 次

I 総論	1
Q2 有限責任監査法人制度の概要を教えてください。	2
Q3 指定有限責任社員の指定の対象となる業務はどのようなものですか。	4
II 実務上の問題	11
Q15 供託金制度の概要について教えてください。	16

Q2 有限責任監査法人制度の概要を教えてください。

A 有限責任監査法人は、その行うすべての証明について、各証明ごとに1人又は数人の業務を担当する社員を指定しなければなりません（法第34条の10の5第1項）。当該指定がされた証明を「特定証明」、指定を受けた社員を「指定有限責任社員」といいます（同第2項）。有限責任監査法人は、証明を受けようとする者（以下「被監査会社等」という。）に対して、その旨を書面等により通知しなければなりません（同第4項）。

1. 指定有限責任社員の法的地位

指定有限責任社員は、次のような法的地位を有します。

① 代表権

特定証明については、指定有限責任社員のみが有限責任監査法人を代表することになります（同第3項）。このため、指定有限責任社員以外の社員は、代表社員であっても自身が指定されていない特定証明については有限責任監査法人を代表することができません。

② 権利・義務

特定証明については、指定有限責任社員のみが業務を執行する権利を有し、義務を負うことになります（同第2項）。

③ 責任

監査証明業務に対する責任については、特定証明に関して負担することになった有限責任監査法人の債務をその有限責任監査法人の財産をもって完済できない場合、又は強制執行がその功を奏しなかった場合には、指定有限責任社員が連帯してその弁済の責任を負い（法第34条の10の6第8項）、指定有限責任社員以外の社員は、監査法人に対する出資の価額を限度としてその弁済の責任を負うこととなりま

す（同第7項）。

したがって、無限責任監査法人（平成19年改正公認会計士法施行時点で存する監査法人は無限連帯責任組織形態ですが、法では、このような無限連帯責任組織形態の監査法人を無限責任監査法人（法第1条の3第5項）として整理しています。）において導入されている指定社員制度では、被監査会社等以外の第三者に対する債務、例えば、株主からの虚偽記載又は虚偽証明等による損害賠償請求に係る債務について、監査法人の財産をもって完済できない場合、又は強制執行がその功を奏しなかった場合には、各社員が連帯してその債務を弁済しなければなりませんでしたが、有限責任監査法人では、これらの債務についても、指定有限責任社員以外の社員の責任は、出資の価額の範囲に限定されることになります。

また、無限責任監査法人においては、監査証明業務以外の業務から生じる債務及び監査法人の運営に当たって生じる通常の債務についても、各社員は連帯して弁済しなければならない無限連帯責任を負っていると考えられますが、有限責任監査法人では、これらの債務についても、各社員の責任は、原則として出資の価額の範囲に限定していると考えられます。ただし、有限責任監査法人の社員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該有限責任監査法人の社員は監査法人と連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を直接負うことになります（法第34条の23第3項、会社法第597条）。

無限責任監査法人と比較した場合の社員の責任関係をまとめると、次の表のとおりになります。なお、これらのいずれの債務について監査法人が第一次的に責任を負うことは、無限責任監査法人であっても有限責任監査法人であっても差異はありません。

① 法第2条第1項に規定する監査証明業務に係る債務			対被監査会社等	対第三者
無限責任 監査法人	指定社員制度を採用していない監査証明業務	すべての社員	○	○
		指定社員	○	○
	指定社員制度を採用した監査証明業務	その他の社員	×	○
有限責任 監査法人	監査証明業務（特定証明に限る。）	指定有限責任社員	○	○
		その他の社員	×	×

② 上記①に掲げる債務以外の債務			対業務提供先等
無限責任監査法人	監査証明業務以外の業務から生じる債務及び法人運営に当たって生じる通常の債務	すべての社員	○
有限責任監査法人		すべての社員	×

※ 無限連帯責任 ○：あり ×：なし

2. 有限責任監査法人に求められる義務

前述のとおり、有限責任監査法人では、無限責任監査法人と異なり、特定証明に係る指定有限責任社員以外の社員の責任は出資の価額の範囲に限定され軽減されている

ために、有限責任監査法人には次のように登録の義務に加え、財産的基盤の充実やディスクロージャーの充実が求められています。

① 登録制度

内閣総理大臣（金融庁長官に委任）の登録（金融庁長官への申請・有限責任監査法人登録簿への登録）を受けなければ業務を行うことができません（法第34条の24、法第34条の26、公認会計士法施行規則（以下「規則」という。）第60条）。

一方、無限責任監査法人は、成立したときに内閣総理大臣（具体的には財務局長等）に届出を行うこととされている（法第34条の9の2、公認会計士法施行令（以下「令」という。）第35条第1号）のみです。

② 財産的基盤の充実

登録拒否事由としての最低資本金（社員数×100万円）の維持（法34条の27第1項第3号、令第22条）と、損害賠償請求権に対する履行を確保するための供託（社員数×200万円）（法第34条の33第1項、令第25条）が必要とされます。

なお、保証委託契約によって供託金の全部又は一部の免除が可能ですし（法第34条の33第3項、令第26条）、責任保険契約によっても供託金の全部又は一部の免除（責任保険契約の場合は供託金の額から社員の総数に100万円を乗じて得た額を控除して得た額に相当する金額が限度）が可能です（法第34条の34第1項、令第29条第2項）。

③ ディスクロージャーの充実

監査法人に係る業務及び財産の状況に関する説明書類として、直近の2会計年度の計算書類を公衆の縦覧に供することが求められており（法第34条の16の3第1項、規則第39条）、また、収益の額が10億円以上の場合には、計算書類には監査報告書の添付が求められています（法第34条の32第1項、令第24条）。なお、ここにいる収益の額には売上高（役務収益等）に限らず、営業外収益、特別利益の額も含まれます。

また、上記の説明書類には、供託金等の額（令第25条に規定する供託金の額、供託所へ供託した供託金の額、保証委託契約の契約金額及び法第34条の34の第1項に規定する有限責任監査法人責任保険契約のてん補限度額を含む。）、責任保険契約（責任保険契約をもって供託に代える場合）等に係る記載も求められています（規則第39条）。

Q 3 指定有限責任社員の指定の対象となる業務はどのようなものですか。

A 有限責任監査法人は、その行うすべての証明について、各証明ごとに1人又は数人の業務を担当する社員を指定しなければならないとされており、当該指定がされた証明を「特定証明」と定義しています（法第34条の10の5、Q2のA参照）。

ここでいう「特定証明」とは、個別の業務（特定の被監査会社等）に係る特定の事業年度の監査証明の意であり、対象となる業務は法第2条第1項業務に限定されます。

Q15 供託金制度の概要について教えてください。

A 供託金制度の概要は、次のとおりです。

1. 供託金制度

有限責任監査法人は、指定有限責任社員以外の社員の責任が原則として出資の範囲に限定されるため、監査法人の財産的基盤を充実させる必要性があり、最低資本金が規定される（法第34条の27第1項第3号、令第22条）とともに、供託を行うことが義務付けられました（法第34条の33第1項）。具体的には、社員数の総数に200万円を乗じて得た額の供託を行い（令第25条）、供託書正本を添付した供託届出書、及び供託金等内訳書を金融庁長官に提出する必要があります（規則第71条第2項、第4項）。なお、有限責任監査法人は、供託等を行い、その旨の届出をした後でなければその業務を行うことができません（法第34条の33第5項）ので留意が必要です。

内閣総理大臣が債務の履行を確保するために必要があると認めたときは、追加供託を命じることができるとされています（法第33条の33第2項）が、例えば、社員数が監査法人の規模に比して著しく少ないなどの場合には、追加供託命令の対象になり得ると考えられます。また、供託金額は社員の総数に200万円を乗じて得た額を超えて供託することは制限されていないと解されます。

一方で、次に述べるように、保証委託契約（法第34条の33第3項）や責任保険契約（法第34条の34第1項）によって、供託金の全部又は一部を代替することが認められています。

2. 保証委託契約

供託の免除を受けようとする場合の保証委託契約は、銀行等の金融機関を相手とした契約で、次の要件に適合しなければならない（令第26条、規則第73条）とされています。

- ① 内閣総理大臣の命令があった場合には遅滞なく所要の供託金が供託されるものであること
- ② 1年以上の期間にわたって有効な契約であること
- ③ 金融庁長官の承認を受けないと契約解除又は契約内容の変更ができないものであること

保証委託契約を締結した旨を内閣総理大臣（具体的には金融庁長官）に届け出ることが必要であり（法第34条の33第3項、法第49条の4）、具体的には、保証委託契約締結届出書に契約書写し及び供託金等内訳書を添付して金融庁長官に届け出るとともに、契約書正本を提示することが必要となります（規則第72条第1項）。

3. 責任保険契約

供託の免除を受けようとする場合の責任保険契約は、損害保険会社を相手とした契約で、次の要件に適合しなければならない（令第29条第1項、規則第78条）とされています。

- ① てん補対象損害を有限責任監査法人が賠償することにより生じる損失の全部又は一部がてん補されるものであること
- ② 1年以上の期間にわたって有効な契約であること

- ③ 金融庁長官の承認を受けないと契約解除又は契約内容の変更ができないものであること
- ④ 責任保険契約の内容が、指定有限責任社員が故意により虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類をこれらが無いものとして証明したこと、又は相当な注意を怠ったことにより重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類をこれらが無いものとして証明したことにより生ずる損害の賠償を請求する権利を有する者（優先還付対象債権者）の保護に欠けるおそれのないものであること（例えば、同種の保険と比較して免責金額が不相当に過大な場合などは、保護に欠けるおそれがあると考えられる。）
- ⑤ 保険期間満了後における5年を下らない一定の期間の期間延長特約が付されていること
- ⑥ 保険期間開始前3年を下らない一定の期間の先行行為担保特約が付されていること（優先還付対象債権者の保護に欠けるおそれのないと認められる場合を除く。）

責任保険契約は、事前に内閣総理大臣の承認を受ける必要があります（法34条の34第1項）、具体的には、契約の効力の発生の1か月前までに責任保険契約承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項（責任保険契約の内容等）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出することが求められています（規則第77条第1項本文）。なお、やむを得ない理由がある場合、当該期限を経過した後であってもやむを得ない理由を記載した書面を添付して申請することができます（規則第77条第1項ただし書）が、無限責任監査法人が、有限責任監査法人への移行前に供託の免除が認められる保険に既に加入している場合には、契約の効力発生の1か月前までに申請ができないやむを得ない理由に該当し、その旨を記載した書面を添付して申請することができると考えられます。また、無限責任監査法人で、3年以上責任保険契約を継続して契約している場合には、その期間の行為については既に損害額が保険で担保されており、3年間の先行行為担保特約と同じ効果を持つものと考えられます。

また、責任保険契約を締結した後、責任保険契約締結届出書に契約書写し及び供託金等内訳書を添付して金融庁長官に提出し、契約書正本を提示することが必要となります（規則第77条第3項）。

責任保険契約の相手側の要件としては、我が国の当局の監督下にある損害保険会社や外国損害保険会社等（令第29条第1項）とされており、いわゆるネットワークファームによる自家保険は、ここでの責任保険契約とは認められません。

なお、供託の全部を代替することが可能とされるてん補対象損害額の全部を保証する保険は、故意による損害額をてん補する保険である必要がありますが、現在、具体的には想定されているものではありません。

供託の一部の免除が認められる場合の上限は、供託金の額から社員の総数に100万円を乗じて得た額を控除した額に相当する金額（令第29条第2項）とされておりますが、具体的な供託の免除が認められる額は個別の事情を勘案して決定されるものと考えられます。

主な税制改正の推移

年度	西暦	税目	項目
平成12年度	2000	法人税	売買目的有価証券・デリバティブ取引等の期末時価評価
平成13年度	2001	法人税	企業組織再編税制の創設
平成14年度	2002	法人税	連結納税制度の創設
平成14年度	2002	所得税	新株予約権制度の施行に伴うストックオプション税制の拡充
平成14年度	2002	法人税	自己株式処分差額についての課税関係
平成15年度	2003	相続税・贈与税	相続時精算課税制度の創設
平成15年度	2003	所得税	株式等譲渡益についての申告分離課税制度への一本化
平成15年度	2003	地方税	外形標準課税の創設
平成17年度	2005	国際課税	外国子会社合算税制について国際的な企業活動の実態に対応した合理化
平成17年度	2005	法人税	企業再生関係税制の改正
平成17年度	2005	その他	スキャナ保存制度の創設
平成18年度	2006	法人税	株式交換等の組織再編税制への組み入れ
平成18年度	2006	法人税	役員給与の損金不算入制度の整備
平成18年度	2006	法人税	非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入（創設）
平成19年度	2007	複数税目	信託法制定等に伴う税制上の措置（信託税制）
平成20年度	2008	複数税目	公益法人制度改革に対応した税制上の措置
平成20年度	2008	金融・証券税制	金融所得課税の一体化に向けた措置の制定
平成21年度	2009	相続税・贈与税	事業承継税制の制定
平成22年度	2010	法人税	グループ法人税制の創設
平成23年度	2011	その他	税務調査手続の明確化（国税通則法の改正）
平成24年度	2012	国際課税	国外財産調書制度の創設
平成24年度	2012	国際課税	過大支払利子税制の導入
平成25年度	2013	所得税	日本版ISAの創設及び金融所得課税の一体化の拡充
平成26年度	2014	国際課税	国際課税原則の見直し（総合主義から帰属主義への変更）
平成27年度	2015	所得税	国外転出をする場合の譲渡所得課税の特例の創設
平成27年度	2015	消費税	国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し
平成27年度	2015	国際課税	外国子会社配当益金不算入制度の見直し
平成27年度	2015	国際課税	非居住者に係る金融口座情報の報告制度の整備（CSR）
平成28年度	2016	消費税	軽減税率制度の創設・税率引き上げ（標準税率）
平成28年度	2016	消費税	適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入
平成28年度	2016	国際課税	BEPSプロジェクトを踏まえた多国籍企業情報の報告等に係る制度の整備
平成29年度	2017	国際課税	外国子会社合算税制の見直し
平成30年度	2018	相続税・贈与税	一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し
平成30年度	2018	国際課税	恒久的施設関連規定の見直し
平成30年度	2018	その他	税務手続の電子化等の推進（大法人の電子申告義務化、所得税の確定申告・年末調整手続の電子化）
令和1年度	2019	国際課税	BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを踏まえた対応
令和2年度	2020	国際課税	子会社からの配当及び子会社株式の譲渡を組み合わせた国際的な租税回避への対応
令和2年度	2020	法人税	連結納税制度の見直し（グループ通算制度への移行）
令和3年度	2021	その他	電子帳簿等保存制度の見直し等
令和3年度	2021	その他	電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し

年度	西暦	税目	項目
令和3年度	2021	法人税	株式交付制度の創設
令和4年度	2022	その他	電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための 宥恕措置の整備
令和5年度	2023	法人税	パーシャルスピノフ税制（認定株式分配に係る課税の特例）の創設
令和5年度	2023	所得税	スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設
令和5年度	2023	相続税・贈与税	資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等
令和5年度	2023	国際課税	グローバル・ミニマム課税への対応
令和6年度	2024	所得税	ストックオプション税制の利便性向上
令和6年度	2024	法人税	イノベーションボックス税制の創設
令和6年度	2024	消費税	プラットフォーム課税の導入
令和6年度	2024	地方税	外形標準課税の適用対象法人の見直し（減資への対応・100%子法人 等への対応）
令和7年度	2025	国際課税	新たな国際課税ルールへの対応

会計制度・会社法等の改正の推移

年度	西暦	ジャンル	項目
平成09年度	1997	商法	(商法)ストックオプション制度の導入
平成10年度	1998	企業会計基準	「税効果会計に係る会計基準」の公表
平成10年度	1998	企業会計基準	「退職給付に係る会計基準」の公表
平成10年度	1998	企業会計基準	「研究開発費に係る会計基準」の公表
平成10年度	1998	企業会計基準	「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」の公表
平成10年度	1998	企業会計基準	「中間連結財務諸表等の作成基準」の公表
平成10年度	1998	企業会計基準	「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の公表
平成11年度	1999	商法	(商法一部改正)株式交換・株式移転制度の導入
平成11年度	1999	企業会計基準	「金融商品に係る会計基準」の公表
平成11年度	1999	企業会計基準	「外貨建取引等会計処理基準」の改訂
平成12年度	2000	商法	会社分割制度の創設
平成12年度	2000	企業会計基準	税効果会計の導入
平成13年度	2001	商法	自己株式取得緩和、金庫株解禁
平成13年度	2001	商法	単元株創設単位株廃止
平成13年度	2001	商法	額面株式の廃止、無額面株式へ一本化
平成13年度	2001	商法	新株予約権制度の創設
平成13年度	2001	商法	種類株式制度の整備
平成13年度	2001	商法	株主総会のIT化
平成13年度	2001	商法	株式譲渡制限会社の授権株式数の上限廃止
平成13年度	2001	商法	株式代表訴訟制度の合理化
平成13年度	2001	商法	取締役の責任軽減の要件緩和
平成13年度	2001	商法	監査役機能強化
平成13年度	2001	その他	会計基準設定主体「企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan:ASBJ)」の設立
平成14年度	2002	企業会計基準	「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」の公表
平成14年度	2002	企業会計基準	企業会計基準第1号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」の公表
平成14年度	2002	企業会計基準	企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」の公表
平成14年度	2002	商法	委員会等設置会社制度の創設
平成14年度	2002	商法	連結計算書類制度の創設
平成14年度	2002	商法	商法施行規則の制定
平成15年度	2003	商法	自己株式取得の緩和
平成15年度	2003	商法	中間配当限度額の算定方法の改正
平成16年度	2004	商法	株券不発行制度の創設(上場会社は平成21年までに株券廃止)
平成16年度	2004	商法	電子公告制度の導入
平成17年度	2005	会社法	会社法の設立
平成17年度	2005	企業会計基準	企業会計基準第3号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」の公表
平成17年度	2005	企業会計基準	企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」の公表
平成17年度	2005	企業会計基準	企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」の公表
平成17年度	2005	企業会計基準	改正企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」の公表
平成17年度	2005	企業会計基準	企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」の公表
平成17年度	2005	企業会計基準	企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」の公表
平成17年度	2005	企業会計基準	企業会計基準第8号「ストックオプション等に関する会計基準」の公表
平成18年度	2006	金商法	金融商品取引法の成立
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(会社類型の整理)合同会社(日本版LLC)の創設
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(機関設計の柔軟化)取締役会・監査役の設置が任意に
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(資本金規制の緩和)最低資本金規制の撤廃
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(株式に関する改正)株式の譲渡制限制度の柔軟化
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(株式に関する改正)種類株式の類型と区分基準の整備
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(株式に関する改正)自己株式制度の整備
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(株式に関する改正)単元株・端株制度の見直し
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(株式に関する改正)募集株式の発行等の制度整備
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(株式に関する改正)株券制度の見直し

年度	西暦	ジャンル	項目
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(株式に関する改正)少数株主権の整理
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(株式に関する改正)株式買取請求権の拡充
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(株式に関する改正)新株予約権の整備
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(機関に関する改正)機関設計の柔軟化
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(機関に関する改正)機関設計のルールの特化
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(機関に関する改正)株主総会の招集手続等の整備
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(機関に関する改正)議決権行使方法の制度整備と書面・電磁投票の義務化・柔軟化
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(機関に関する改正)株主総会決議要件の柔軟化と非公開会社における加重決議制度の導入
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(機関に関する改正)取締役の員数・資格・欠格事由に関する制度の特化と柔軟化
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(機関に関する改正)取締役の任期に関する柔軟化と初回任期制限の廃止
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(機関に関する改正)取締役の選任及び解任方法
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(機関に関する改正)取締役会の運営・決議・監督機能の柔軟化と特別取締役会制度の創設
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(機関に関する改正)取締役等の責任・承認手続・内部統制に関する制度整備と見直し
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(機関に関する改正)会計参与制度の新設と中小企業向け会計監査機能の導入
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(機関に関する改正)監査役制度の柔軟化と設置義務・権限・任期の特化
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(機関に関する改正)会計監査人の設置義務・資格・責任に関する制度整備
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(機関に関する改正)委員会設置会社制度の拡充と取締役の責任・兼務制限の特化
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(計算等)決算・配当制度の見直し
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(事業の譲渡等)事業譲渡・譲受けに関する株主総会決議要件の特化と事後設立規制の廃止
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(解散・清算)清算・休眠会社制度の見直し
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(持分会社制度)持分会社制度の整備と合同会社の新設による柔軟な会社形態の導入
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(社債制度の整備)社債規定の特化と発行・管理・集金手続の整備
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(組織変更・合併手続の見直し)組織再編制度の整備
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(外国会社代表者の住所要件見直し)外国会社の日本代表者に関する住所要件の特化
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(訴訟・登記・公告制度の見直し)訴訟・登記・公告制度の整理と手続の合理化
平成18年度	2006	会社法	会社法施行(電子化・簡素化)株主総会議事録への署名又は記名押印の不要
平成18年度	2006	企業会計基準	企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」の公表
平成18年度	2006	企業会計基準	企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の公表
平成18年度	2006	企業会計基準	企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」の公表
平成18年度	2006	企業会計基準	改正企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」の公表
平成18年度	2006	企業会計基準	改正企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」の公表
平成19年度	2007	企業会計基準	企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」の公表
平成19年度	2007	企業会計基準	企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の公表
平成19年度	2007	企業会計基準	企業会計基準第14号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)」の公表
平成19年度	2007	企業会計基準	改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の公表
平成19年度	2007	企業会計基準	企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」の公表
平成20年度	2008	金商法	金融商品取引法改正(平成20年法律第65号)内部統制報告制度の導入(J-SOX)
平成20年度	2008	企業会計基準	改正企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」の公表
平成20年度	2008	企業会計基準	企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」の公表
平成20年度	2008	企業会計基準	企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」の公表
平成20年度	2008	企業会計基準	企業会計基準第23号「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」の公表
平成20年度	2008	企業会計基準	改正企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」の公表
平成20年度	2008	企業会計基準	改正企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」の公表
平成20年度	2008	企業会計基準	企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」の公表

年度	西暦	ジャンル	項目
平成20年度	2008	企業会計基準	改正企業会計基準第9号棚卸資産の評価に関する会計基準」の公表
平成20年度	2008	企業会計基準	企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」の公表
平成20年度	2008	企業会計基準	企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」の公表
平成20年度	2008	企業会計基準	企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の公表
平成20年度	2008	企業会計基準	改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の公表
平成20年度	2008	企業会計基準	企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」の公表
平成21年度	2009	企業会計基準	企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の公表
平成21年度	2009	企業会計基準	改正企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」の公表
平成21年度	2009	企業会計基準	改正企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」の公表
平成21年度	2009	企業会計基準	改正企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の公表
平成21年度	2009	その他	国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards: IFRS)の任意適用決定
平成22年度	2010	企業会計基準	改正企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」
平成22年度	2010	企業会計基準	改正企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」
平成22年度	2010	企業会計基準	改正企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」
平成22年度	2010	企業会計基準	改正企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」
平成22年度	2010	企業会計基準	企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」の公表
平成23年度	2011	金商法	金融商品取引法改正(平成23年法律第49号)社債・株式等の振替制度の整備
平成23年度	2011	金商法	金融商品取引法改正(平成23年法律第49号)中小企業等協同組合・商工中金・労働金庫等の制度改正
平成23年度	2011	金商法	金融商品取引法改正(平成23年法律第49号)金融ADR制度の強化
平成23年度	2011	金商法	金融商品取引法改正(平成23年法律第49号)無登録業者への規制強化
平成23年度	2011	金商法	金融商品取引法改正(平成23年法律第49号)プロ向け債券市場の開示制度の整備
平成23年度	2011	企業会計基準	改正企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」の公表
平成23年度	2011	企業会計基準	改正企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」の公表
平成23年度	2011	企業会計基準	改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」の公表
平成24年度	2012	金商法	金融商品取引法改正(平成24年法律第86号)公開買付け等に係る公表措置の見直し
平成24年度	2012	金商法	金融商品取引法改正(平成24年法律第86号)組織再編に伴うインサイダー取引規制の整備
平成24年度	2012	金商法	金融商品取引法改正(平成24年法律第86号)課徴金制度の強化
平成24年度	2012	企業会計基準	企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」の公表※2019年4月22日に訂正
平成24年度	2012	企業会計基準	改正企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」の公表
平成24年度	2012	企業会計基準	改正企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」の公表
平成25年度	2013	企業会計基準	改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」の公表
平成25年度	2013	企業会計基準	改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」の公表
平成25年度	2013	企業会計基準	改正企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」の公表
平成25年度	2013	企業会計基準	改正企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」の公表
平成25年度	2013	企業会計基準	改正企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」の公表
平成25年度	2013	企業会計基準	改正企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」の公表
平成25年度	2013	企業会計基準	改正企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」の公表
平成25年度	2013	金商法	金融商品取引法改正(平成25年法律第45号)インサイダー取引規制の強化
平成25年度	2013	金商法	金融商品取引法改正(平成25年法律第45号)金融機関の秩序ある破綻処理制度の整備
平成25年度	2013	金商法	金融商品取引法改正(平成25年法律第45号)投資信託・投資法人制度の見直し
平成25年度	2013	金商法	金融商品取引法改正(平成25年法律第45号)AIJ事件を踏まえた資産運用業者への規制強化
平成26年度	2014	企業会計基準	改正企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」の公表
平成26年度	2014	会社法	(コーポレート・ガバナンスの強化)監査等委員会設置会社制度の創設
平成26年度	2014	会社法	(コーポレート・ガバナンスの強化)社外取締役等の要件の厳格化
平成26年度	2014	会社法	(コーポレート・ガバナンスの強化)社外取締役を置くことが相当でない理由の開示
平成26年度	2014	会社法	(コーポレート・ガバナンスの強化)会計監査人の独立性の強化
平成26年度	2014	会社法	(親子会社に関する規律の整備)多重代表訴訟制度の創設
平成26年度	2014	会社法	(親子会社に関する規律の整備)組織再編の差止請求制度の拡充
平成26年度	2014	会社法	(親子会社に関する規律の整備)許害の会社分割によって害される債権者の保護規定の新設
平成26年度	2014	会社法	特別支配株主による株式売渡請求(キャッシュアウト)
平成27年度	2015	その他	コーポレートガバナンス・コード適用開始
平成27年度	2015	企業会計基準	改正企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」の公表
平成27年度	2015	金商法	金融商品取引法改正(平成27年法律第32号)適格機関投資家の位置づけ

年度	西暦	ジャンル	項目
平成27年度	2015	金商法	金融商品取引法改正(平成27年法律第32号)プロ向けファンドの届出者の要件
平成27年度	2015	金商法	金融商品取引法改正(平成27年法律第32号)問題のある業者への対応
平成28年度	2016	金商法	金融商品取引法改正(平成27年法律第32号)届出者に対する行為規制
平成28年度	2016	企業会計基準	改正企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」の公表
平成29年度	2017	企業会計基準	企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の公表
平成30年度	2018	企業会計基準	企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の公表
平成30年度	2018	企業会計基準	企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の公表
令和1年度	2019	企業会計基準	企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」の公表
令和1年度	2019	企業会計基準	改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」の公表
令和1年度	2019	企業会計基準	改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の公表
令和1年度	2019	企業会計基準	改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」の公表
令和1年度	2019	会社法	(取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備)取締役の報酬に関する規律の見直し
令和1年度	2019	会社法	(取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備)会社補償に関する規律の整備
令和1年度	2019	会社法	(取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備)役員等のために締結される保険契約に関する規律の整備
令和1年度	2019	会社法	(監査役会設定会社における社外取締役の設置の義務付け等)業務執行の社外取締役への委託
令和1年度	2019	会社法	(監査役会設定会社における社外取締役の設置の義務付け等)社外取締役を置くことの義務付け
令和1年度	2019	会社法	(社債の管理に関する規律の見直し)社債管理補助者制度の創設
令和1年度	2019	会社法	(社債の管理に関する規律の見直し)株式交付制度の創設
令和1年度	2019	会社法	(株主総会に関する規律の見直し)株主総会資料の電子提供制度の創設
令和2年度	2020	企業会計基準	企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の公表
令和2年度	2020	企業会計基準	改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の公表
令和2年度	2020	企業会計基準	改正企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の公表
令和2年度	2020	企業会計基準	改正企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」の公表
令和2年度	2020	金商法	金融商品取引法改正(令和2年法律第32号)デジタル証券(セキュリティトークン)制度の導入
令和2年度	2020	金商法	金融商品取引法改正(令和2年法律第32号)暗号資産や電子マネーの取扱いに関する規制強化
令和2年度	2020	金商法	金融商品取引法改正(令和2年法律第32号)店頭デリバティブ取引の規制強化
令和3年度	2021	企業会計基準	改正企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」の公表
令和3年度	2021	金商法	金融商品取引法改正(令和3年法律第46号)新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応
令和4年度	2022	企業会計基準	改正企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の公表
令和4年度	2022	企業会計基準	改正企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」の公表
令和5年度	2023	金商法	金融商品取引法改正(令和5年法律第79号)顧客の最善利益の勘案義務の導入
令和5年度	2023	金商法	金融商品取引法改正(令和5年法律第79号)ソーシャルレンディング規制の整備
令和5年度	2023	金商法	金融商品取引法改正(令和5年法律第79号)デジタル化対応(電子交付・審判手続のオンライン化)
令和5年度	2023	金商法	金融商品取引法改正(令和5年法律第79号)公開買付け制度の見直し
令和5年度	2023	金商法	金融商品取引法改正(令和5年法律第79号)非上場株式の流通促進
令和5年度	2023	金商法	金融商品取引法改正(令和5年法律第79号)投資運用業者の参入規制の緩和
令和5年度	2023	企業会計基準	企業会計基準第32号「連結キャッシュフロー計算書等の作成基準」の一部改正の公表
令和6年度	2024	企業会計基準	企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」の公表
令和6年度	2024	企業会計基準	企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」の公表
令和6年度	2024	金商法	金融商品取引法改正(令和6年法律第32号)公開買付け制度の見直し
令和6年度	2024	金商法	金融商品取引法改正(令和6年法律第32号)大量保有報告書制度の見直し
令和6年度	2024	金商法	金融商品取引法改正(令和6年法律第32号)四半期報告書制度の廃止
令和7年度	2025	企業会計基準	改正企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」の公表
令和7年度	2025	企業会計基準	改正企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の公表
令和7年度	2025	金商法	【参考】金融商品取引法改正案_令和7年4月11日金融庁発表

何故、税理士法人の社員税理士に無限連帯責任が課されることになったのか。また大規模な税理士法人の出現について制度導入前はどのような認識だったのか。東京税理士会相談役（元副会長）の坂田純一会員の著書から関係部分を引用します。

「税理士法人創設時の日本税理士会連合会の主張では、業務遂行上の債務は、税理士法人及び業務遂行社員（指定税理士）が連帯して責任を負う（業務遂行社員以外は個人的には責任を負わないという意味で一部有限責任といえることができる。）こととし、その他の債務については一次的には税理士法人が、二次的に社員が連帯して責任を負うこととされていた。

税理士会の主張の中では、社員の責任については無限連帯責任論と一部有限連帯責任論があり、法案上の最終段階まで収斂できなかった項目である。」

「日本税理士会連合会と国税庁の二者協議でも、この社員責任については意見の一致を見ることができず、改正法案の策定直前まで両論併記（「論点整理メモ」）とされた。結局、既存の監査法人及び特許業務法人に倣い、旧第 48 条の 21（民法の準用等）第 4 項により旧商法第 80 条（社員の責任）が準用され、社員の責任に関しては無限連帯責任制が採用されたのである。」

【国会議事録（抄）】

●平成 13 年 5 月 25 日衆議院財務金融委員会

政府委員答弁：御指摘のように寡占化が起きる可能性も否定はできないと思います。ただ、税理士法人の社員の場合には、他の社員の行為によって委嘱者たる納税者に与えた損害に基づく債務についても無限連帯責任を負っている。これは合名会社の規定をとっておりますのでそういうことになっております。したがって、ある意味で言いますと、見ず知らずの税理士さんと組んで、その犯した、いわば損害を自分で受けてしまうということになるわけでございますから、むやみな拡大というのは起きるかなというのが一点。もう一つ、そもそも税理士業務というのは、納税者との信頼関係といいますか、言ってみれば納税者にとって極めてプライバシーに係る事項を多くお仕事されているわけございまして、そういう意味では納税者との強い信頼関係が重要な要素となっている。そういう意味では、信頼関係のない第三者に、ほかの税理士さんに広く情報がとられるということを期待している方というのは、期待というか、むしろそれを望んでいない、そういうことを考えますと、やはり多数の税理士を社員とする大規模な税理士法人が出現して寡占化が進むということは、想定は相当ないのかなというふうには思っております。ただ、いずれにしても、制度創設後の実態も十分注視してまいりたいと思っておりますのでございます。

坂田純一〔著〕、日本税理士会連合会〔編〕「新版 実践税理士法」P. 320～323
（税務経理協会、平成 27 年）

[illegible]